

令和2年

桑折町農業委員会会議録

第10回総会

令和2年10月15日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和2年10月15日 午後2時30分

2. 場 所 桑折町役場 第1会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長	八 卷 靖 之
係 長	松 原 義 行
主任主査	鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和2年第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

7番 佐藤 親 委員

8番 小野 策七 委員

会 長

それでは、総会日程第2の議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。整理番号3について、3番 氏家 浩 委員が譲り受け人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第17条の規定による議事参与の制限により、整理番号3の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(3番 氏家 浩 委員 退席)

会 長

事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第20号 農地法第3条 整理番号3を朗読後、説明】**

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号3については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

隣接している農地について所有権移転することになり、既存の農地と一体化することが可能となります。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号3の地区担当である 井浦 成晴 推進

委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は、現在、桃、野菜が作付けされており、所有権移転後も引き続き耕作する予定であります。

申請地までは車で5分程度であり、農作業に支障はありません。

今回、所有権移転により、譲受人が耕作する自己所有農地に隣接した整理番号3の農地を取得することで一体化することになり、効率よく利用し、農業経営を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号3は、原案のとおり決定いたしました。

(3番 氏家 浩 委員 入室)

会 長

続いて、整理番号1, 2, 4について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第20号、農地法第3条 整理番号1、2、4を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号1、2、4については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、整理番号1、2の地区担当である 亀岡 範彦 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

亀岡委員

整理番号1、2について、現地を確認してきました。

申請地は、草刈り等の保全管理状態ではありますが、取得後は野菜の栽培を行う計画となっております。

今回、所有権移転により、それぞれの譲受人が耕作するにあたって申請地の農地を取得することで、管理が行いやすくなり、有効活用が見込まれます。申請地まではそれぞれ車で5分程度であり、農作業に支障はありません。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ相互的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。続いて、整理番号4の地区担当である 横山 正春 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

横山委員

整理番号4について、現地を調査してきました。

申請地は現在、草刈り等の保全管理となっており所有権移転後は桃を作付けする予定であります。

申請地までは車で2分程度であり、農作業に支障はありません。

今回、所有権移転により、譲受人が耕作するにあたって申請地の農地を取得することで、自宅からの近隣農地となり面積も大きくなることから、効率よく利用し農業経営を行えるものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長            ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長            質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号1、2、4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長            全員賛成ですので、整理番号1、2、4は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局           **【議案第21号、農地法第5条 整理番号5、6を朗読後、説明】**

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号5については第1種農地となります。第1種農地は原則として許可できませんが、例外的に許可できるものがあります。今回については、一時転用事業に該当となります。

転用箇所は農地の一部であり、影響は必要最小限に抑えられるものと思われま

す。  
整理番号6については第1種農地となります。第1種農地は原則として許可できませんが、例外的に許可できるものがあります。今回については、一時転用事業に該当となります。

土砂流出がないように適正管理を行うこと、対策を取ることとすれば、周辺農地への影響は少ないと判断いたします。

会 長            ただいまの説明に関連して、地区担当である 井浦 成晴 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号5、6について、現地を確認してきました。

整理番号5については、現在、草刈り等で保全管理されている農地です。

駐車場・資材置き場への一時転用をするにあたり、土壌の流出が無いように整地を行い、鉄板敷きを行うとしています。

また、雨水についても土砂流出と同様に支障が出ないように適切に管理する計画であります。

今回申請のあった農地について、駐車場・資材置き場として転用しても周辺農地への影響は最小限になると思います。

整理番号6については、現在、草刈り等で保全管理されている農地です。

河川土砂一時仮置き場への一時転用をするにあたり、土壌の流出が無いように整地を行い、仮囲いを設置し流出しないようにしています。

また、大雨時には土のうを設置するとしています。

周辺農地に土砂流出が無いように適切な管理を行うことであれば、周辺農地への影響は最小限になると思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第21号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を

求めます。

事務局

【議案第22号 農業経営基盤強化促進法 整理番号7（利用権設定）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号7の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会長

ただいまの説明に関連して、地区担当である石幡 茂 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡委員

整理番号7について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が借り受けして耕作している果樹園に隣接しています。桃を栽培することで、同一区内に農地を集積することになるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われまます。

また、本件の権利取得による主変の農地の農業上の効率的かつ総合的な地用の確保も果樹園として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

（質問発言なし）

会長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

会長

全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり決定いたしました。



以上を持ちまして、10月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。  
令和2年第10回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時50分）

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年10月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人